

藤沢市立学校教員の懲戒処分について(1)

1 職員

藤沢市立小学校教諭(59歳、男性)

2 事案の概要

当該教諭は、勤務校内で、平成23年4月頃から平成23年9月頃までの間、自校の女子児童複数名に対し、勤務校内において、①不適切な身体への接触行為(臀部、ももに触る行為)、②背後から児童のスカートをめくる行為、③児童に抱きつく行為、④カッターナイフやはさみを児童の口元に近づける行為(※その際、口を開けるよう発言したこともある。)を複数回行った。

3 発覚の経緯等

平成23年9月25日(日) 校長は、他校の校長から、当該教諭の④の行為に関する情報を入手したとの連絡を受ける。
9月26日(月) 校長は、当該教諭から事情聴取を行い、当該教諭は否定
平成24年2月27日(月) 担任は、児童複数名から④以外の行為の報告を受ける。

4 事故後の状況

平成23年10月4日(火) 校長は、当該教諭をクラス担任から外した。
10月12日(水) ~平成24年1月9日(月・祝)
当該教諭は、療養休暇を取得
平成24年1月16日(月) 以降4回
市教委は、当該教諭から事情聴取
2月8日(水) 当該教諭は、④の行為を認める文書を校長に提出
2月23日(木) 当該教諭は、前言を撤回し、④の行為を否認
10月10日(水) 市教委は、県教委に事故報告書を提出
同日 県教委は、校長等から事情聴取
10月18日(木) 県教委は、当該教諭から事情聴取を行い、当該教諭は認否を拒否
10月31日(水) 県教委は、当該教諭から事情聴取を行い、当該教諭は否認
平成25年8月8日(木) 校長、市教委及び県教委は、藤沢北警察署に当該教諭を刑事告発
8月27日(火) ~29日(木)
県教委は、被害児童複数名から事実確認
10月8日(火) 以降4回
当該教諭は、県教委の事情聴取に応じることを拒否
10月23日(水) 藤沢北警察署は、当該教諭を横浜地方検察庁に送致

5 処分の程度、理由

本人 「懲戒免職」

人格形成上、極めて重要な時期にある児童を指導する立場にある教員が、自校の女子児童に対し、繰り返し、スカートをめくる行為、不適切な身体への接触行為及びカッターナイフ又ははさみを口元に近づける行為等を行ったことは、児童や社会に及ぼす影響が極めて大きく、教育公務員としての職の信用を著しく失墜させるものである。

処分年月日 平成25年11月28日

根拠法規 地方公務員法第29条

6 監督責任等

校長 「戒告」

藤沢市立学校教員の懲戒処分について(2)

1 職員

藤沢市立藤ヶ岡中学校教諭(38歳、男性)

2 事案の概要

当該教諭は、生徒2名に対し、次の体罰を加え、平成25年6月13日(木)の体罰について、管理職への報告を行わなかった。

- ① 平成25年6月13日(木)、勤務校武道場において、授業中、生徒1名を指導した際、畳止めのゴムマットを背中に当て、また、髪をつかんで廊下に連れ出し、さらに、大腿部又は臀部を2回程度蹴り、当該生徒が謝罪したにもかかわらず、大腿部又は臀部を3~4回蹴った。
- ② 平成25年7月10日(水)、勤務校プールにおいて、授業中、他の生徒1名を指導した際、ゴーグルをわき腹付近に当て、また、左大腿部を1回蹴り、さらに、大腿部又は臀部を3回蹴り、当該生徒が謝罪したにもかかわらず、大腿部又は臀部を2~3回蹴るなどし、負傷させた。

3 発覚の経緯

平成25年7月10日(水)	当該教諭から依頼を受けた総括教諭が校長に事故②を報告し発覚
同日	校長が当該教諭から事情聴取を行った結果、事故①の体罰が発覚

4 事故後の状況

平成25年7月10日(水)	校長は、市教委に事故を報告
同日	市教委は、県教委に事故の一報
同日	校長等は、他の生徒1名の保護者に謝罪
7月11日(木)	校長は、生徒1名に謝罪
同日	校長等は、当該教諭等から事情聴取
同日	他の生徒1名の保護者は、藤沢警察署に被害届を提出
7月12日(金)	校長等は、臨時保護者会で謝罪
9月4日(水)	校長等は、生徒1名の保護者に謝罪
9月6日(金)	当該教諭は、横浜地方検察庁に送致
9月13日(金)	市教委は、当該教諭等から事情聴取
10月8日(火)	市教委は、県教委に事故報告書を提出
同日	県教委は、当該教諭等から事情聴取

5 処分の程度、理由

本人 「戒告」

口頭により指導を行えば足りるにもかかわらず、生徒に執拗に体罰を加え、負傷させ、また、管理職への報告を行わなかったことは、教育公務員としての職の信用を著しく失墜させるものである。

処分年月日 平成25年11月28日

根拠法規 地方公務員法第29条

6 監督責任

校長 「教育委員会からの嚴重注意」